

介護支援専門員の養成について

介護支援専門員とは ……

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者

[主たる業務]

- ・居宅サービス計画、施設サービス計画の作成からサービスの継続的な把握と評価に至る一連の介護支援サービス
- ・サービスの実績管理等の給付管理

《介護支援専門員養成の流れ》

【養成対象者】

受験資格：保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する者



【実務研修受講試験】

試験目的：実務研修を行うに際して、事前に、介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するため

実施主体：県



実務研修受講試験に合格しても、実務研修を修了しなければ、介護支援専門員資格を取得できません。

【実務研修】

内 容：介護支援サービス(ケアマネジメント)等

方 法：演習・実習方式

実施主体：一般社団法人山口県介護支援専門員協会

実施時期：平成30年12月以降

研修時間：87時間程度

※研修の実施予定については、県のホームページ「かいごへるぷやまぐち」にも掲載しますので、そちらをご覧ください。



介護支援専門員資格登録簿への登録・介護支援専門員証の交付



居宅介護支援事業所又は介護保険施設において介護サービス計画作成等に従事